

iPhoneなどスマートフォン用の防水ケースが売れているそうです。お風呂に入りながらメールをチェックしたりTwitterやFacebookへ書き込んだりと、バスタイムでも忙しい人が増えているのでしょうか。こんな時代に最も贅沢なのは「何もしないで過ごす時間」を見つけることかもしれませんね。

最近、経営者の仕事ってなんだろうかとよく考えます。

経営者の周りには、常に人がいます。

例えば十人の人を使って仕事をする場合、その十人が十人とも自分の思う通りに働いてくれるということは、滅多にあるものではないと思います。

俗に言われる「2:4:4の法則」から言えば、本当に戦力になるのは、全体の2割、普通なのは4割、残りの4割は、言わずもがなということが組織にはあります。

仕事をやり、人を使っていく上ではなにか問題を起こす人は必ずいると思います。

多少足を引っ張られることは、最初から覚悟してかかることが大事だと思います。

そういう覚悟を持った上で、あとは経営者自身が身をもって示すことが大事だと思います。ああすればこうなるとか、こうすれば社員が動くとかに神経を使うより、まず、自分が一心不乱にやることではないでしょうか。そうすれば周りの人にも影響を及ぼすことができるのではないかでしょうか。経営者は自分の責任を厳しく自覚し一心不乱に仕事をすれば、周囲もついてくるものだと私は思います。

しかし、ただ一心不乱でも上手くいかないこともあります。

やはり、経営者には、夢だとか理念といったものを持っている必要があるかもしれません。経営者がどんな夢をもって、どこに進もうとしているのか、それは、全社員に理解されていなければなりません。経営者は、いつも社員に対して夢・理念を語る機会を持ち、浸透させていくことが大事だと思います。

当事務所で、お客様に提供している経営方針書を考えてみませんか。事業計画書を作るのは大変だという方にとって最適だと思います。内容はつぎのとおりです。

#### 今期の経営方針

1. 今期の経済・業界の見通し
2. 会社の強み
3. 幸せイメージ(3年先の夢)
4. 商品(製品)に関する方針
5. お役様・販売に関する方針
6. 仕入・製造に関する方針
7. 設備に関する方針
8. 社長の心構え
9. 社員・組織に関する方針



以上ですが、難しく考える必要はありません。社長の夢を書くくらいのつもりで、作られてみてはどうでしょうか。



9月21日・22日

毎年恒例の事務所研修を小野川でおこなってきました!!  
夕飯時のアルコールは一切なし!  
缶詰め状態で朝から晩までみっちり研修してきました!!



研修内容：

- 中小企業の会計に関する指針
- 消費税法の改正
- ISO研修
- 事業計画研修
- 税制改正
- 社会福祉法人会計基準
- グループ法人税制



10月12日（金）事務所のいも煮会??を  
第一ホテルで開催しました。  
途中、先生が廊下を歩くかねたんを捕まえ  
て・・・



【お客様の目線で状況を把握してみよう！】

「お客様の目線で物事を見る」

これは誰もが重要なことと認識しているでしょう。そこで「お客様の目線で見る」ための具体的な例をご紹介いたします。営業担当からの各種案内や見積書、経理からの請求書など、お客様はひとつの企業から様々な種類の情報を受け取ります。また、最近ではインターネットを使って情報を発信している企業も増えてきています。このように各担当ごとにお客様へ郵送物や情報を送っているわけですが、時にはお客様がどのタイミングでどのようなものを受け取っているかを確認してみてはいかがでしょうか。

とある自動車ディーラーで起きた話です。お客様の元に自動車保険の更新案内が本社から、車検の案内は販売店から、営業担当からは新車の案内が同時に送られてきました。お客様は「書類がごちゃごちゃになるのでまとめて送って」と営業担当に伝えましたが、

当の営業担当はこれらの案内の存在を知らず、対応にもたつきお客様を怒らせてしまったそうです。お粗末な話にも思えますが、業務の分担が進むと起こりうることです。広報担当がブログで紹介した商品について問い合わせがあっても、販売担当が記事を見ていなかつたということも往々にしてあるものです。些細なことですが、お客様が「いつ、何を受け取っているか」を把握しておくことが、顧客満足度の向上にもつながります。



## メール送信のお知らせ

いつも五十嵐会計事務所の事務所通信【ONLY ONE】をご愛読いただきありがとうございます。

さて、顧問先の皆様へ情報をすぐにお届けできるように、事務所通信をメールにてお送りさせて頂くサービスを行っております。

ご希望の方は、当社までご連絡下さいませ。  
よろしくお願い申し上げます。



☆ご不明な点、お問い合わせは当社へ☆  
(有)五十嵐会計事務所  
mail : cpa-iga@jan.ne.jp





# 社労士がズバッ！職場のQ&A

## 【育休中の給与や社会保険料はどうなりますか？】

**Q：**入社10年目の事務職です。来春、妻が出産予定です。この機会に育児休暇を取得しようかと考えており、職場の協力も得られそうです。ただ、出産や育児で出費がかさむことを考えると、育休中の給与や社会保険料のことが気になりますので教えていただけないでしょうか。育休取得後も同じ職場で働く予定です。

**A：**育児休業は1年以上同じ会社で働き、子どもが1歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みがあることなどを条件として、子どもが1歳になるまでの間、男女を問わず取得できます。加えて保育所に入所できないなど特別な事情がある場合は1歳6ヶ月まで、妻の職場復帰を支援する場合などに関しては1歳2ヶ月まで延長可能です。また、さらに長期間の育児休暇制度を定める会社もあります。なお、会社には育休期間中に給与の支払義務は課されませんが、雇用保険から「育児休業給付金」が休業前給与のおおよそ5割程度支給されます。また、申請により健康保険と厚生年金の保険料は全額免除され、健康保険と厚生年金は加入した状態となります。現状、男性の育児休業の取得は、妻の出産直後及び職場復帰の前後に取得されるケースが多くなっています。



## 一倉定の経営心得

事業活動の本質

1-5 事業の定義づけ

企業の定義づけは、その会社の事業を変えてしまう。

日本経営合理化協会出版局「一倉定の経営心得」より

## (有)五十嵐会計事務所

〒992-0012 山形県米沢市金池3-2-40

電話：0238-22-2776

FAX：0238-22-2779

HP：<http://e-iao.co.jp/>

Mail：[cpa-iga@jan.ne.jp](mailto:cpa-iga@jan.ne.jp)